

最低制限価格の見直しについて

「最低制限価格制度」の算定式を変更しました。入札参加にあたり、ご注意くださいますようお願いします。130万円以上の一般競争入札及び指名競争入札に対する建設工事が対象となります。

1. 建設工事の計算式（建設業法第2条第1項に規定されている工事 ※建築工事を除く）

$$\begin{aligned} \text{最低制限価格} = & \text{ 直接工事費} \times ① + \text{ 共通仮設費} \times ② + \text{ 現場管理費} \times ③ \\ & + \text{ 一般管理費} \times ④ \end{aligned}$$

係数	新	旧
①	10分の9.7	10分の9.7
②	10分の9	10分の9
③	10分の9	10分の9
④	10分の6.8	10分の5.5

ただし、上記により算出した額が、予定価格×10分の9.2を超える場合は予定価格×10分の9.2の額とし、予定価格×10分の7.5に満たない場合は予定価格×10分の7.5の額とする。

最低制限上限価格	予定価格×10分の9.2
最低制限下限価格	予定価格×10分の7.5

2. 建築工事（建築設備工事を含む）の計算式

$$\begin{aligned} \text{最低制限価格} = & (\text{直接工事費} - \text{直接工事費} \times 10\text{分の1}) \times ① + \text{共通仮設費} \times ② \\ & + (\text{現場管理費} + \text{直接工事費} \times 10\text{分の1}) \times ③ + \text{一般管理費} \times ④ \end{aligned}$$

係数	新	旧
①	10分の9.7	10分の9.7
②	10分の9	10分の9
③	10分の9	10分の9
④	10分の6.8	10分の5.5

3. その他工事の計算式

必要に応じて1及び2の算出始期によらず、予定価格の10分の9.2と10分の7.5の範囲内において最低制限価格を設定します。

最低制限価格 設定範囲	予定価格×10分の9.2 ～ 予定価格×10分の7.5
----------------	-----------------------------------